

官報

号外 昭和三十三年三月二十七日

○第四十六回 衆議院会議録 第十八号

昭和三十三年三月二十七日(金曜日)

議事日程 第十七号

昭和三十三年三月二十七日

午後二時開議

第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

貸金問題をめぐる春闘に関する緊急質問(江田三郎君提出)

急質問(江田三郎君提出)

日程第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

午後二時八分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長

の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○議長(船田中君) 昨日の山中大蔵委員長の報告中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることいたします。

○江田三郎君 私、日本社会党を代表して、現在進んでおります春闘を中心に、政府の所信を伺いたいと存じます。質問は具体的に行ないますので、答弁も具体的にされるよう、あらかじめ要望しておきます。

私も社会党の国会議員団約百二十名は、去る三月十八日、列車の運転台に乗って、国鉄の状況を实地に調査いたしました。そのとき私の乗った車の勤続十六年の車掌さんは、本俸一万九千八百円、妻と子供が二人、妻は一個二十銭の電気セッソ入れの内職をやっているのがあります。事故を起こせば、命を失ったり刑事罰に問われる国鉄労働者が、このような状態にあることを、池田総理は知っておられるのか。

政府は、三月二十四日の閣議において、賃金抑制の統一見解を出すことをきめましたが、これまで、大橋労働大臣及び労働省は、賃上げが物価上昇の原因ではなく、消費者物価上昇は、わが国の高度成長に伴う構造変化の結果であり、このため、経済成長に見合った健全な賃上げは抑える必要はないという見解を一貫してとってまいりました。ところが、三月四日の経済閣僚懇談会並びに三月二十四日の閣議において、賃上げが物価を上げると態度を変

えられたのはいかなる理由か、お尋ねしたい。

物価騰貴は、労働大臣がこれまで言明されたとおり、賃上げに原因があるのではございません。生産性の低いサービス業などでは、確かに賃上げが物価上昇を招く傾向が一部にはありますが、生産性の高い産業におきましては、賃上げにもかかわらず、物価は下がるはずでございます。この下がるべき物価が下がらない最も大きな要因は、政府の高度成長政策のラッパにあおられて、過剰投資が行われたところにあります。そのため、大企業の付加価値構成比率において、人件費は下がっており、金利負担と減価償却が大幅に上がっております。

さらに、渡邊公取委員長の説明のように、三十八年三月末に、製造業の生産する商品全体の一三・五%にカルテルが存在し、その九〇%以上が、製品価格に何らかの影響を与えているという点に物価問題のいま一つの焦点があると見なければなりません。つまり、政府の政策のあやまちに原因があるのではありません。政府はあくまで、物価が上がるのは賃金上がるためだと考えるのか、それならば、その根拠を明らかにしていただきたいと思います。

(拍手)

また首相は、賃上げが国際競争力を弱めると言われますが、あなたが心配されるような国際競争力が問題になる

大企業製品の労務費コストはきわめて低く、たとえ通産省統計によつても、鉄鋼の労務費は、アメリカ六二・七％、西ドイツ三五％に對し、日本は二四・六％にすぎません。また労働集約度の高い製品は、むしろ国際競争力が強くて、国際的にダンピングの非難を受け、輸入制限を受けているのが事実でございます。国連の統計を見ましても、先進資本主義国の労働分配率が、ほとんど例外なしに五〇％前後になつておるのに對しまして、わが国は三〇％台であり、まさに低開発国並みという事実をどう説明されるのか、お伺いいたしたい。(拍手)

われわれのこの主張に對し、政府や経営者は、賃金のほかに福利厚生費の高いことを宣伝されますけれども、これとても、首相が常に例にあげられるところのイタリヤにおきましては、賃金に對する福利厚生費の割合は、法定福利費を加えて四二・四％であるのに對しまして、日本は一・八％であり、全く根拠のない伝説であつたことが明らかでございます。(拍手)

開放経済体制への移行に際しまして、低賃金によつて国際競争力の強化をはかりとする考え方は、これは世界の趨勢に逆行するものであり、必ずや、厚い壁に突き当たらざるを得ないのであります。

政府の低賃金による国際競争力という考え方は、単に国内においてばかり

でなく、現に韓国に資本進出を行ない、そこでの低賃金を利用しようとする態度にもあらわれており、政府が日韓会談の妥結を促進する裏には、このような資本の要求のあることは否定できないところであり、これが現在韓国での排日運動を呼び起していることを反省してもらわなければなりません。(拍手)

そもそもILOが生まれましたのは、国際的な賃金の平準化のもとで公正な競争を行ない、そのことが世界の平和につながるという認識からであることはここで繰り返す要はございません。開放経済下にあつては、賃金の格差によつてではなく、高度の技術と効率的な投資による競争でなければならぬことは、私は現代の常識であると考へるのでございます。(拍手)総理が

一板看板としてこれられました所得倍増というものは、月給倍増のことだと国民は正直に受け取っております。しかるに、総理みずから賃上げの抑制を言明するとは、一体何事かと問わざるを得ないのであります。(拍手)

労働者が高度成長に見合つて生活様式を高度化しようとするのは当然であり、それに見合つた賃金を要求するのでもまた当然でございます。また、最近のように物価が上がればなおさらのこととでありましょ。賃金水準の引き上げに見合つて経済構造をどう変えていくか、また物価をどう抑えていくか、

これが政治の課題であり、政府の責任であるはずなのに、首相はこの肝心の点を置き忘れておられると申したいのであります。

そもそも、政府が賃金抑制の統一見解を発表することは、本来労使間において解決すべき賃金紛争に対する不当な権力的介入であつて、絶対に許されなければならず、それは政府みずからが、全労働者の前に立ちはだかつての挑戦であり、賃金闘争を政治闘争におびき寄せざるを得ないやまぢでございます。(拍手)政府は、この際、資本家の側に立つての春闘対策に熱中するあまりの勇み足であつたことを反省され、三月二十四日の決定を撤回し、賃金紛争への介入を中止する意思はないかどうかをお尋ねいたしたい。もし、政府があくまで賃金闘争に介入し続け

るならば、この春闘が反池田、反政府の政治闘争に発展することが必然であることを警告するとともに、かつてイギリス保守党が、所得政策と稱して賃金ストップの拳に出ようと、これが労働者の憤激を買い、一挙に保守党の支持率低下、労働党の急上昇になつたことを参考までに申し添えておくものであります。(拍手)

次に、現在の最低賃金法は業者間協定をおもな内容としたものであり、ほとんどが一日三百円前後という前時代的な賃金をきめ、しかも協定して何年間も据え置きの状態に置かれておるの

でございます。社会党が当初から主張したように、賃金抑制の機能を果たすのみであつて、何ら改善の機能を果たさなかつたことは多言を要さないところと存じます。政府が現行法を制定するにあつて、これによつてILO二十六号条約が批准できると言明したにもかかわらず、今日に至るもその批准ができていないのは、実に、現行法が条約の要求している条件とあまりにもかけ離れておるところに問題があるわけでございます。

二十六号条約は、いまから三十六年も前に、後進国を配慮した低水準の条約であるにもかかわらず、これすら批准できない政府が、大手を振つてOECDの仲間入りができるなどとまじめに考へておられるとするならば、私はその認識の程度を疑わざるを得ないのでございます。(拍手)

大橋労働大臣は、昨年以來、現行法が実効性に乏しいので改正が望ましいと言ひ、さらに本年に入つてからも労働組合との話し合いの席上、現行法には成立当初から反対であつた、十六条方式を広げながら九条方式を死文化したい。業者間協定は全く異例に属するもので、国際的な舞台で認められるようならぬものではないなどと、しばしば言明されております。

このように現行法の効果のないことを認める以上、一歩進んで、この際、全国一律の最低賃金制に踏み切る決断

をなさるべきだと思つております。

今日、全国一律の最賃制と社会保障制度の拡充をはかることは、中小企業に若年労働力を確保し、その近代化をはかるための不可欠の政策であり、総理並びに労働大臣の見解を承りたいのでございます。(拍手)

次に、最近における労働災害は驚くべき増加を來たし、ことに昨年の三池、鶴見事故は、国民に強い衝撃を与えました。政府は、時の経過とともに忘れ去つたのか、何ら責任ある対策を施さずしておられません。多くの労働者の家族は、政府と経営者を信頼することができず、主人の無事故をただただ祈つて日夜を送つておるのでございます。総理は、国電の乗客が衝突や追突をおそれ、前とろしるの箱は避けて乗らないという、うそのような話を御存じかどうか、お聞きしたいのであります。

災害多発の原因は、政府が、生産の原動力は人間であり、何よりも人命が尊重されなければならぬという大事なことを忘れて、職場の安全を無視し、利潤第一、生産第一主義の施策を行なつておるところにあります。三河島、鶴見と相次ぐ国鉄の事故の原因は、過密ダイヤのもとでの労働強化にあることは、すでに明らかでございます。石田国鉄総裁は、この国会の委員会におきまして、この過密ダイヤのもとでは、責任が持てず、これからも事故は

を認める以上、一歩進んで、この際、全国一律の最低賃金制に踏み切る決断

起りますよと言いつつおるのではありません。これは国会での責任ある政府委員の答弁であります。大団といわれる国の議会で、このような答弁が平然と行なわれた事例が、世界のどこにあったかと尋ねたいのであります。

(拍手)

一体、政府は、事故防止に抜本対策を持つてゐるのかどうか。前回の国会で流れたと同じ法案を、労働災害防止法と銘打って、わずか三億四千万円の金を経営者につき込んで、それで対策ができるかと思つておられるのか。さらにまた、労働基準法は空文化され、労働基準監督官は計算上十二年に一度しか現場をのぞけないという実態をどう考えているのか、お尋ねしたいのであります。

今日、どこの国を見ても、安全行政においては、まず第一に、人命尊重主義に徹し、これを貫く、第二には、労使対等の立場で保安、安全に当たる体制をとる、第三には、国際慣行の水準を下らない、この三つを原則としておるのであります。政府は、こうした原則に立ち、ILO三十一号勧告の線にも従つて、抜本的な産業、交通の災害対策を打ち立てる意思はないのかどうか、このままで今後三池、鶴見のような災害を引き起こすことがあれば、そのとき政府はいかなる責任をとられるのか、お伺いしたいのであります。

(拍手)

私は、最後に、労働者の権利の問題についてお伺いしたい。ILOの結社の自由委員会は、第五十四次報告において、公営企業という理由で、一律にストライキを禁止することは適当でないとして、このことについて日本政府に注意を喚起すると言つておるのであります。しかるに、政府は、公営企業の争議については、懲戒、解雇の民

事責任のみならず、刑罰をもつて臨むらとしておるのであります。民間企業も存在している産業部門におきまして、その企業が単に困窮、公営であるというだけの理由で争議権を停止しておきたいのであります。政府の態度は、争議そのものを事業法違反として刑事罰にするという考え方であり、それは当然憲法とILO百五号条約に違反し、少なくとも二十世紀後半の福祉国家といわれる国においては、全く通用しない考え方と断ぜざるを得ないのであります。所見を承つておきたいのであります。

しかも、三月二十四日の閣議において、河野建設相は、スト権禁止の範囲を拡大すべきだと発言し、田中大蔵大臣は、人事院勧告もたやすくのむべきでないと述べたと伝えられておりますが、かりにもこれが事実といたしますならば、全く言語道断でございます。この際撤回すべきであり、両大臣

の答弁をお聞かせ願いたいのであります。(拍手)

いま、全国の労働者は、本日の統一ストライキに続き、かつてない大規模のストライキを用意しております。公務員、公共企業労働者は、過去のストライキで大きな犠牲を払われながらもかわらず、今回あえて大規模のストライキを行なわんとしているのか、何が労働者をここまで追い込んでおるか、政府は事態を正しくとらえて、前向きな措置をとるべきであり、ところが逆に、統一見解を発表して、火に油を注がんとしているのであり、許しがたいこととあります。自民党の党内には、今日もなお、労働対策を治安対策と心得て、ILO八十七号条約批准にすら反対運動をするという、まことに時代離れをしたところの動きがございます。これと一体となつて、世界の大きな流れと逆行せんとする政府に對しまして、私は強い反省を求め、社会党を代表しての質問を終わるのであります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) 答えいたします。

御質問の第一点は、国鉄職員の、夫婦子供二人の月給が一万九千八百円というところでございます。月給だけで、あとの賞与の点がわかりませんが、いずれにいたしましても、国鉄だけ賃金が安いというわけにはまいりません。

おおよそ、賃金水準というものは、公共企業体の労働者のみを考えたり、あるいは大産業の人の賃金だけで考えるべきではございません。われわれは、農業、中小企業等の国民の相当の部分の方々の生活程度を考え、全体としてきめるべきものであるということをはつきり申し上げておきます。(拍手)

なお、具体的に申し上げたい。その次の問題は、物価と賃金との関係でございます。江田さんは、いかに物価と賃金との関係のないような論旨のようでございますが、大いに関係があるものであります。最近、世界における最も大きい問題は、イギリス、フランス、イタリア等における生産性の向上と賃金の上昇との関係でございます。昨年の九月、十月、十一月、フランス・ドゴール大統領のつた、あのいわゆる国営企業に關係しては労働者の賃金ストツプとか、あるいは物価に對する非常措置は、これは賃金と生産性と物価との關係を意味したものでございます。イギリスの二、三年前からの施策もわかり、イタリアもわかり、西ドイツもわかりでございます。

また、日本の問題を申し上げまして、皆さん御承知のとおり、私は過去の経過を考へて所得倍増を唱へたのでございますが、昭和三十年を一〇〇といたしますと、三十八年は、賃金は一八〇になつております。八〇の上昇

でございます。生産性は、労働者の調査では一五七、生産性本部の調査では一九〇となつております。もしそれ、労働者の調査から言うならば、生産性の向上よりも賃金のほうが、八年間の平均が上がつております。生産性本部の調査から言へば、生産性のほうが上で、賃金が低い。皆さん、賃金が一八〇になつておるにわかかわらず、消費者物価は三〇しか上がつていないので

す。だから、この前の施政演説で申し上げましたごとく、実質賃金は、物価の上がりも引いても四〇%上がつておるじゃございませんか。しかも完全雇用の実現が見られておるのであります。私は、所得倍増、賃金倍増ということをお言ひするから、労働者の賃金の上がることは大賛成であります。上げた。しかし、それにはおのずから限度があるということをお言ひするのであります。あなた方はこういふことをお考へにならずに、賃金の上昇はよく考へておやりくださいと言ふと、政府は賃金ストツプだと曲解せられることは、私はとるべき言動ではないと考へます。(拍手)

次に、労使間の問題につきまして申し上げますが、私は閣議におきまして、——最近の賃金の上昇は、昭和十五年までは生産性のほうが上で賃金の上昇が下だったが、三十六年からは生産性のほうが下で賃金が生産性を越えた上昇を三年間続けておるま

す。それだからといって、私はいま直ちにコスト・インフレということは言いませんが、この状態が続く、しかも、その生産性よりも賃金の上昇が非常に上になると、フランスやイタリアのように心配しなければならぬから、労使間におきまして、よほど良識をもつておやり願いたい。ことにこの四月から開放経済に向かひまして、国際競争力を高めなければならぬこの機会に、いたずらにいわゆる近視眼的な自己利害のみを走つて、国家永遠の利益を考へないといふことはよくないといふことを申し上げておるのであつて、決して賃金ストップのような考へ方は持つておりません。(拍手)お話のとおり、賃金は適正な上昇、よその国よりもうんと上がるのが所得倍増の目標なのでございませうから、この点はおわかりただけと思ひます。

次に、最低賃金の問題でございませうが、もう江田さんなんか三、四年前に言つておられたあの十八歳八千円という最低賃金は、最低賃金を設けたころの十八歳八千円というのは、いつの間にか所得倍増政策で吹っ飛んでしまひまして、十八歳の人は一萬二千元といふことに相なつておられます。しかし、最低賃金制の制度自体につきましては、私は、賃金は相当上がつても考へていかなければならぬ重要問題と思ひます。その点は同感です。しかし、この問題につきましては、いわゆる中

央最低賃金審議会に諮問いたしまし、先般その答申を得ました。その答申によりまして、やはり現行法の決定方式によつてやるべし、そうして対象業種をふやしてやる、こういう答申でございませうから、私は、いままでの政策をもつと大胆に運用し、そうしていまの職権決定の方式もございませうから、それも考慮に入れながら、最低賃金制の問題をこの上とも前向きに検討していきたいと思ひます。もちろん全国一律の最低賃金に反対するものではないと思ひますが、いま申し上げましたような事情でございませうので、全国一律の最低賃金のあれにいく前に、もつといまの制度を前向きに活用していつて、将来におきましては一律といふことも考へ得るような体制でいふことも思つておるのであります。

また、労働災害防止につきましては、これはお話のとおりで、産業の合理化も生産能率の向上も、これあつてこそでございませう。われわれは、いままでも増して、最近の事故発生事情から考へまして、今後十分、いわゆる重点産業に対する監督の強化、あるいは法制とか、あるいは行政体制を整備するとか、また、各会社、各企業におきまして自主的災害防止の活動を促進するといふ方向に導いていきたいと思ひておられます。

次に、労働運動に対しまして政府が弾圧するとか、ことに公共企業体に対しましては、私はあなたにも負けない、労働者の生活向上に努力をしまひたいと思ひます。所得倍増計画もこの意味からでございませう。かるがゆえに、池田内閣になりましたから賃金の上昇は、戦後比較にならぬほど上がり、しかも完全雇用に近い状態であるではございませうか。私は、今後ともこの政策を続けていつて、所得倍増を十年以内に完成し、りつぱな労働者の生活環境をつくることを目標に努力していきたくをここに答へたいと思ひて、答弁いたします。(拍手)

○國務大臣(大橋武夫君) 最近におきます賃金の上昇は、経済成長に伴う労働需給の逼迫から、従来相対的に賃金の低かつた中小企業、サービス業において顕著に見られるのであります。これは労働力を確保いたしますために避けることのできない結果でございまして、これを押えるといふことになりましますと、労働の需給に非常な混乱を免れないと思ひてございませう。しかし、このことが、最近の消費者物価の上昇の主たる内容をなしておられます中小企業製品の価格またはサービス料金の上昇の一つの原因であるといわれておるのでございませうが、政府といはしましては、消費者物価安定を期しますために、財政金融政策の適切な運用あるいは中小企業、サービス業の近代化等、諸般の施策を一そう強力に推進いたしまして、これらの産業の生産性の向上をはかつておるところでございませうので、コスト・インフレのような事態が生ずるおそれは目下のところはないと考へておるのでございませう。このことは私が従来からも申しておるところでございませう。すなわち、昨年の末、賃金問題につきまして労働省の見解を発表いたし、賃金は国民経済の成長に見合ひ、かつ、国民各層の所得の改善と均衡を保ちつつ改善せらるべきものと考へており、関係労使がかか

る観点から賃金問題を合理的に解決することを期待していると思へておるのでございませうが、この見解は、労働省といたしましては、現在もいささかも変更をいたしておらないことをお答へいたす次第であります。政府といたしましては、賃金問題については、国際収支や物価との関連においてこれらに悪影響を与えないよう、労使が国民経済の見地に立つて慎重に対処してほしいといふ考へはもちろん持つておるのでございませうが、これにつきましては、先ほど申し上げましたごとく、春闘に先立つて昨年の末に労働省見解を発表いたしておるのであります。今回の春闘のさなかにおいて、労使の良識に期待をいたしておるのでございませうが、かつ、労使の自主的な交渉によつて賃金が決定されるものと思へ、これに介入しようという意図は毛頭持つておりません。したがつて、政府といたしましては、現段階において、これに關してあらためて統一見解を発表するといふような考へのないことは、先ほど總理からも申されたとおりでございませう。次に、産業災害安全防止問題につきましては、三池事件、鶴見事件などによりまして、従来考へてまいりました以上の根本策を必要とするに至つたものと判断いたしておられます。これにつきましては、目下労使の意見を聞いておる段階でございませうが、双方の意向が判明いたしましたならば、これを基礎といたしまして、労働省といたしましては、具体化に乗り出してまいりたいと思ひておるのでございませう。

次に、最低賃金の問題について、先ほど総理からもお答え申し上げましたが、池田内閣といたしましては、一昨年以来、最低賃金制の今後の進め方について、中央最低賃金審議会の検討を願っておったのでございます。現在におきましては、その答申もございまして、先ほど総理の言われたように、現行法のもとにおいてできるだけ広範囲に職権方式を活用し、実効ある最低賃金を定めていく、そしてその後におきましては、審議会の答申された意見にもございまして、三年間の実績を検討いたしました上、現行制度の根本的再検討をはかつてまいりたいと存じておるのでございます。

(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 賃金決定に権力的な介入をする意図がないということについては、先刻総理大臣から答弁を申し上げたわけでございます。

私ども、国民経済を考えますときに、しばしば設備投資が過剰であるとか、輸出入がどうであるとか、財政がどうかというのを申し上げますけれども、国民総生産の中の非常に大きな要素であるところの勤労所得についてだけは議論をしてはいけないということでは、国民経済というものは論ずることができないと思えます。のみならず、大企業の労使間で賃金の交渉が行なわれますときに、国全体には農業

も中小企業もサービス業もあるのでございますが、労使間の賃金交渉で国民経済全体のことを考えていただきたいと申ししても、なかなかそれは行なわれたいことではありませんから、私どもがやはり国民経済全体の立場からものを考え、あるいは申したりするのは、むしろ必要な義務ですらある場合があるというふうに考えます。なお、しかし、誤解を招いてはいけないわけでございますから、そういうものの中し方、あるいは内容等については、きわめて慎重でなければならぬということ、確かにさように思っております。

(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣(田中角榮君) 江田さんの御質問の第一点は、春闘に対する態度でございますが、春闘における賃上げにつきましても、労使の自主的交渉によつてきまるものでありまして、政府としましては、春闘に対して具体的規制を行なう考えはないのであります。しかし、開放経済への移行に備え、また、今後の経済の安定成長を期する上にも、労使双方の良識ある判断を望む次第でございます。

第二は、人事院勧告の問題について、私が尊重をしないような発言をしたような御発言がございましたが、人事院勧告の出ておらない現在、このよるな発言をしようはずはないのであります。

人事院勧告についてこの際申し上げますと、従来、人事院勧告につきましては、政府としましては、できるだけこれを尊重して実施してきたところでございます。三十九年度におきましては、人事院勧告が出るかどうかは、現在のところ明確ではないのでございますが、かりに勧告が出された場合には、例年どおり、一般的経済情勢及び財政事情等を総合勘案した上で、態度を決定することになると思われのであります。

(拍手)

〔国務大臣賀屋興宣君登壇〕

○国務大臣(賀屋興宣君) お答えを申し上げます。

私に關係します御質問の第一は、春闘に対して、その争議に関して刑事罰をもつて臨む方針である。これははなはだけしからぬという御質問だと思いますが、労働運動に対しましては、従来繰り返して明らかになってきたところでございます。要するに、健全な労使關係の育成を念願いたしておるところでございます。およそ民主的で秩序正しい労働運動の発展を期待いたすのでございまして、みだりに正当な労働運動に介入し、刑事罰をもつてこれを弾圧するということのような意図は毛頭ないところでございます。

を逸脱して暴力行為に及ぶような場合におきましては、これを取り締まる必要があることは言うまでもない次第でございます。(拍手)決して正当なる労働運動を弾圧する考えはない次第でございます。

また、公共企業体の従事員が同盟罷業をすることにつきまして、これが禁止規定があるのはよろしくないという御趣旨かと思いましたが、この点に關しましては、先ほど総理大臣より御答弁がありましたように、やはり憲法十二条、十三条に基づきまして、公共の福祉の立場から当然な制限でございまして、これは最高裁判所の判例におきましてもこれが適法なりということは認められておるところでございますから、これをつけ加えて申し上げます。

(拍手)

〔政府委員嶋田宗一君登壇〕

○政府委員(嶋田宗一君) 次官でも副大臣でございますので、この点御了承をお願いいたします。

二十四日の閣議の席上、河野大臣の公団等の争議に關する問題の内容について江田さんから御質問がございました。その内容につきまして大臣の真意をお伝えいたしたいと思います。

現在、公団等の職員労働關係については、民間会社の場合と同様に争議権が認められておることは御承知のと

おりでございます。しかし、公団の業務は公共性が強く、民間会社よりはむしろ国鉄等の公団に近い性格を持つておるので、その業務の停滞は、場合によつては公共の福祉を著しく害することとも予想されるのであります。したがって、これら公団の職員の争議権については、一般の公務員及び公社職員との権衡を考へても、何らかの抑制措置を検討すべきではないかという趣旨のことを発言したのでございます。

(拍手)

日程第一 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

刑法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十九年三月二日

内閣総理大臣 池田 勇人

刑法の一部を改正する法律

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二百二十五条の次に次の一条を加える。

第二百二十五条ノ二 近親其他被拐

昭和三十九年三月二十七日 衆議院會議録第十八号 刑法の一部を改正する法律案 郵政省設置法の一部を改正する法律案

取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシムル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

人ヲ略取又ハ誘拐シタル者近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシメ又ハ之ヲ要求スル行為ヲ為シタルトキ亦同ジ

第二百二十七条第一項中「前三条」を「第二百二十四条、第二百二十五条又ハ前条」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第二百二十五条ノ二第一項ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

第二百二十七条に第四項として次の一項を加える。

第二百二十五条ノ二第一項ノ目的ヲ以テ被拐取者ヲ收受シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス被拐取者ヲ收受シタル者近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシメ又ハ之ヲ要求スル行為ヲ為シタルトキ亦同ジ

第二百二十八条中「本章」を「第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条ノ二第一項、第二百二十五条ノ二第二項、第二百二十五条ノ二第三項、第二百二十五条ノ二第四項、第二百二十五条ノ二第五項、第二百二十五条ノ二第六項、第二百二十五条ノ二第七項、第二百二十五条ノ二第八項、第二百二十五条ノ二第九項、第二百二十五条ノ二第十項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二百二十八条ノ二 第二百二十五条ノ二又ハ第二百二十七条第二項若クハ第四項ノ罪ヲ犯シタル者公訴ノ提起前被拐取者ヲ安全ナル場所ニ解放シタルトキハ其刑ヲ減輕ス

第二百二十八条ノ三 第二百二十五条ノ二第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其予備ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス但実行ノ着手前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

第二百二十九条中「第二百二十六条ノ罪、同条ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七条第一項ノ罪及ビ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪」を「第二百二十四条ノ罪、第二百二十五条ノ罪及ビ此等ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七条第一項ノ罪、同条第三項ノ罪並ニ此等ノ罪ノ未遂罪」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為については、この法律による改正後の刑法第二百二十八条ノ二及び第二百二十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二百二十八条中「本章」を「第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条ノ二第一項、第二百二十五条ノ二第二項、第二百二十五条ノ二第三項、第二百二十五条ノ二第四項、第二百二十五条ノ二第五項、第二百二十五条ノ二第六項、第二百二十五条ノ二第七項、第二百二十五条ノ二第八項、第二百二十五条ノ二第九項、第二百二十五条ノ二第十項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二百二十八条ノ二 第二百二十五条ノ二又ハ第二百二十七条第二項若クハ第四項ノ罪ヲ犯シタル者公訴ノ提起前被拐取者ヲ安全ナル場所ニ解放シタルトキハ其刑ヲ減輕ス

第二百二十八条ノ三 第二百二十五条ノ二第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其予備ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス但実行ノ着手前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

第二百二十九条中「第二百二十六条ノ罪、同条ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七条第一項ノ罪及ビ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪」を「第二百二十四条ノ罪、第二百二十五条ノ罪及ビ此等ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七条第一項ノ罪、同条第三項ノ罪並ニ此等ノ罪ノ未遂罪」に改める。

理由

最近における誘拐犯罪の事情にかんがみ、みのしろ金の取得を目的とする略取又は誘拐及び拐取後におけるみのしろ金の取得又は要求について特別の処罰規定を設けることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。法務委員長濱野清吾君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○濱野清吾君登壇

たぐいまれな議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、誘拐犯罪が近年に至って多発化、並びに集団化の傾向があるなどにかんがみて、また、この種犯罪が模倣性の強いものであることを考慮して、いわゆる身のしろ金目的の誘拐罪、及びこれに関連する犯罪について、特別の処罰規定を新たに設けようとするものであります。

そのおもなる内容は、身のしろ金を交付させる目的で人を略取・誘拐した者を、無期または三年以上の懲役に、その予備をした者を二年以下の懲役に処することとし、実行の着手前に自首した場合には、その刑を減輕または免

除すること、並びに人を略取・誘拐した者が、身のしろ金を交付させ、またはその交付を要求する行為をした場合にも、無期または三年以上の懲役に処することにした等であります。

さて、当委員会におきましては、三月二日本案が付託せられて以来、慎重審議を重ねてまいりましたが、詳細は會議録に譲りたいと存じます。

かくて、三月二十六日、質疑を終了しました。次いで、民主社会党を代表して竹谷源太郎君より賛成の討論があり、採決の結果、本案は全会一致をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵政省設置法の一部を改正する法律

理由

郵政省の職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者の定員を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○徳安實藏君登壇

たぐいまれな議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律

案

右

国会に提出する

昭和三十九年二月三日

内閣総理大臣 池田 勇人

郵政省設置法の一部を改正する法律

理由

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「三千三百三人」を「三千三百二十五人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

郵政省設置法の一部を改正する法律

理由

郵政省の職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者の定員を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○徳安實藏君登壇

たぐいまれな議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律

案

右

国会に提出する

昭和三十九年二月三日

内閣総理大臣 池田 勇人

郵政省設置法の一部を改正する法律

理由

郵政省の職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者の定員を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○徳安實藏君登壇

律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、郵政省の職員のうち、一般職給与法の適用を受ける職員の定員を二十二名増員しようとするものであります。

本案は、二月三日日本委員会に付託され、十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月二十六日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議ないと認めます。よつて、日程は追加せられました。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

右

昭和三十九年二月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律

中小企業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項を次のように改める。

この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、運送業その他の業種(次号及び第三号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が千人以下の会社及び個人であつて、鉱業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

第三条に次の一号を加える。

- 五 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合

会(以下「計画組合」という。)の組合員又は所属員であつて、当該計画組合の地区内における商店街が形成されている一定の土地の区域において事業を行なうものが、当該商店街の改造によりその経営の合理化を図るため、当該計画組合の作成する商店街近代化計画に基づいて店舗その他の施設を設置する場合において、当該計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小小売商業の近代化に著しく寄与するものであると認められるときは、第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号の二に掲げるものは、次の資金

- イ 計画組合がその組合員又は所属員たる中小企業者その他の者であつて政令で定めるもの(以下「中小企業者等」という。)の事業の用に供するため、店舗その他の施設を設置するのに必要な資金
- ロ 計画組合の組合員又は所属員たる中小企業者等がその事業の用に供するため、店舗その他の施設を設置するのに必要な資金

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

理由

中小企業の近代化を促進するため、中小企業高度化資金として商店街の近代化に必要な資金を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十九年二月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

右

昭和三十九年二月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律

第二十五条の次に次の二条を加える。

(債券の発行)

第二十五条の二 公庫は、資本金の額の二十倍に相当する金額を限度として、中小企業債券（以下「債券」という。）を発行することができる。ただし、その発行した債券の借換えのためには、一時その限度をこえて債券を発行することができる。

2 公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公庫は、主務大臣の認可を受け、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十五条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第三号中「及び住宅金融公庫宅地債券」と、住宅金融公庫宅地債券及び中小企業債券に改め、同条第三項中「公営企業債券」の下に、中小企業金融公庫にあつては中小企業債券を加える。

理由

中小企業に対する金融の現状にかんがみ、中小企業金融公庫が中小企業債券を発行して資金を調達することができるようになる等の必要がある。

る。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十九年二月十日 内閣総理大臣 池田勇人

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律

中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下

主たる事業として営むもの

用する従業員の数が五十人以下

の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数とその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由 中小企業基本法の制定の趣旨にかんがみ、中小企業者の定義を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。商工委員長二階堂進君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔二階堂進君登壇〕

○二階堂進君 ただいま議題となりました中小企業近代化資金助成法の一部

を改正する法律案外二件について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業者の定義を中小企業基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させ、法律に明定すること、及び中小企業高度化資金貸付制度のうち、新たに商店街近代化資金制度を設ける等の改正を行ない、もつて中小企業の近代化をはかろうとするものであります。

次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業金融公庫が新たに資本金の二十倍に相当する金額を限度として中小企業債券を発行すること、これに関連して、政府は、中小企業債券の元本の償還及び利息の支払いについて保証することができること、及び監事の権限に関する規定を整備すること等を改正を行ない、もつて中小企業に対する融資の拡充をはかろうとするものであります。

次に、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業者の定義を中小企業基本法に定められた中小企業者の範

團に対応させ、法律に明定しようとするものであります。

この三法案は、去る二月十日及び十八日にそれぞれ商工委員会に付託され、二月十一日及び十九日に福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、二月十五日より質疑に入り、慎重なる審議が行なわれました。その詳細は会議録に譲ります。

三月二十五日質疑を終了し、二十七日、採決に付しましたところ、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、及び中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決し、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案は多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

修正要旨は、監事の権限に関する改正規定につき、監事が直接主務大臣に意見を提出することができるよう改めるものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案

(委員会修正)

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十条に一項を加える改正規定中「総裁を通じて」を削る。

○議長(船田中君) 三案を一括して採決いたします。

三案中、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正、他の二案の委員長の報告は可決であります。三案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、三案とも委員長報告のとおり決しました。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月二十五日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田中殿

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法(昭和三十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「昭和三十八年度末」を「昭和四十一年度末」に改める。

附則第三項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、昭和三十九年三月三十一日から施行する。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長川野芳満君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔川野芳満君登壇〕

○川野芳満君 たいま議題となりました中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行法は、中小型鋼船造船業の合理化を促進して、船舶の輸出の振興等に寄与するために、昭和三十四年に制定されたものであります。法律の期限は昭和三十九年三月三十一日までと規定されております。

本案は、中小型鋼船造船業の現状並びに最新の造船技術の要求にかんがみ、なお引き続き合理化施策を講ずる必要があり、法律の有効期限を昭和四十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、三月十一日予備付託となり、同月二十四日、政府より提案理由の説明を聴取し、質疑を行ない、同月二十七日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年二月十四日

衆議院議長 重宗 雄三

衆議院議長船田中殿

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律

(消防組織法の一部改正)

第一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金法」を「消防団員等公務災害補償等共済基金法」に改める。

第十五条の七の次に次の一条を加える。

第十五条の八 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

(消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正)

第二条 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消防団員等公務災害補償等共済基金法

第一条中「支払責任」の下に「並びに消防組織法第十五条の八の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給(以下「消防団員退職報償金の支給」という。)に関する市町村の責任」を加え、「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改め、「もつて消防団員等公務災害補償」の下に「及び消防団員退職報償金の支給」を加える。

第四条第一項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 市町村との消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結に関する事項

第六条中「監事三人」を「監事四人」に改める。

第七条第六項中「常務理事」を「常勤の役員」に改める。

第八条第五項中「及び消防団員を代表する者」を「消防団員を代表する者及び学識経験者」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

(消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結)

第九条の二 市町村は、消防団員退職報償金の支給の実施のため、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとする。

第十条本文中「又は水害予防組合」を「若しくは水害予防組合又は消防団員退職報償金の支給を行なう市町村」に、「又は応急措置の業務に従事した者」を「若しくは応急措置の業務に従事した者」に、「又は祭祭補償」を「若しくは祭祭補償」に改め、「経費」の下に「又は当該非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費」を加える。

第十三条第一項中「行う消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を、「当該消防団員等公務災害補償」の下に「若しくは当該消防団員退職報償金の支給」を、「基金が消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を加える。

第十四条中「消防団員等公務災害補償」の下に「又は消防団員退職報償金の支給」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の消防組織法第十五条の八並びに改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法(以下「新法」という。)第一条及び第十条の規定は、昭和三十三年四月一日以後において退職した非常勤消防団員について適用する。

3 市町村は、この法律の施行後三月以内に、消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」という。)との間に、定款で定めるところにより、消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対して、新法第十一条の規定による掛金を支払わなければならない。

(印紙税法の一部改正)

4 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ五ノ二中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

(所得税法の一部改正)

5 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

(法人税法の一部改正)

6 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

(地方税法の一部改正)

7 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

8 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十四号中「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を「消防団員等公務災害補償等共済基金」に改める。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長森田重次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔森田重次郎君登壇〕

○森田重次郎君 たいだいま議題となりました消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

改正の第一は、永年勤続して退職された非常勤消防団員の功勞に報ゆるため、市町村は、条例の定めるところにより、退職報償金を支給しなければならぬこととすることでありませう。

なお、支給の基準額は、階級及び勤務年数に応じて、三万円から七万円が予定されております。

第二は、市町村の退職報償金の支給を的確に実施するため共済制度を設け、従来の消防団員等公務災害補償責任共済基金にその支給事務を行なわせること等でありませう。

本案は、参議院の先議でありまして、二月十四日当委員会に本付託となり、二月二十日政府より提案理由の説明を聴取した後、消防施設の充実及び

財源強化の見地から、消防行政全般にわたる慎重に審査を行なつたのであります。その詳細は会議録に譲ります。

三月二十六日質疑を終了、二十七日、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し、三党の共同による、消防施設の充実強化及び非常勤消防団員の処遇改善をはかるべき旨の附帯決議が提案されたのであります。これまた全会一致をもって可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決でありませう。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

公営住宅法第六條第三項の規定に

基づき、承認を求めめるの件

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めめるの件を議題となし、委員長の報告を

求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられま

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めめるの件を議題といたします。

公営住宅法第六條第三項の規定に

基づき、承認を求めめるの件

右

昭和三十九年二月十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

公営住宅法第六條第三項の規定に

基づき、承認を求めめるの件

公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第六條第三項の規定に基づき、別紙公営住宅建設三箇年計画について、承認を求めめる。

〔別紙〕

公営住宅建設三箇年計画

昭和三十九年度から昭和四十一年度までの公営住宅建設三箇年計画を次のとおり定める。

一、公営住宅二〇〇、〇〇〇戸を建設する。

二、一の内訳は、おおむね次のとおりとする。

第一種公営住宅

八〇、〇〇〇戸

第二種公営住宅

一二〇、〇〇〇戸

三、公営住宅は、地域別の住宅需要に即応するとともに、母子世帯、炭鉱離職者等で特別の考慮を必要とする者についての対策にも配慮して、その建設を行なう。

四、公営住宅は、原則として不燃壁ろり構造とするともに、その立休化と規模の引上げを図る。

五、公営住宅は、良好な環境を確保するように、総合的な住宅用地計画に基づいて、その建設を図り、必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

理由

公営住宅法第六條第二項の規定により決定した公営住宅建設三箇年計画については、同條第三項の規定に基づき、その大綱を国会に提出し承認を求めめる必要があるからである。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長丹羽喬四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○丹羽喬四郎君 たいだいま議題となりました公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めめるの件につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

公営住宅の建設については、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、政府は、昭和二十七年以降の毎三カ年を一期とする公営住宅建設三カ年計画を作成し、その大綱について国会の承認を求めることになっておりますので、昭和三十九年度を初年度とする公営住宅建設三カ年計画について国会の承認を求めようとするものであります。

本計画は、現在政府が昭和四十五年度までに一世帯一住宅を実現することを目標として施策を進めており、これに基づき、住宅対策審議会の意見を聞いて作成し、閣議の決定を経たもので、その内容は次のとおりであります。

一、公営住宅二十万戸を建設することとし、その内訳は、おおむね第一種公営住宅八万戸、第二種公営住宅十二万戸とすること、二、公営住宅は、地域別の住宅需要に即応するとともに、特別の考慮を必要とする者についての対策にも配慮して建設を行なうこと、三、公営住宅は、原則として不燃壁半構造とし、立体化と規模の引き上げをはかること、四、公営住宅は、良好な環境を確保するように、総合的な住宅

用地計画に基づいてその建設をはかり、必要に応じて共同施設の建設をあわせ行なうこと。

本件は、去る二月十一日本委員会に付託され、その間、慎重に審議いたしましたのでありますが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、三月二十七日、本件に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本件に対して、三党共同提案の附帯決議が付されましたが、その内容は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(船田中君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時十一分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	池田 勇人君
法務大臣	賀屋 興宣君
大蔵大臣	田中 角榮君
通商産業大臣	福田 一君
運輸大臣	綾部健太郎君
郵政大臣	古池 信三君
労働大臣	大橋 武夫君
自治大臣	赤澤 正道君
国務大臣	宮澤 喜一君

出席政府委員

内閣法制局長官	林 修三君
運輸省鉄道監督局長	廣瀬 眞一君
建設政務次官	嶋田 宗一君

朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨二十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

不動産登記法の一部を改正する法律

(常任委員辞任)

一、昨二十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

野呂 恭一君	篠田 弘作君
地方行政委員	
篠田 弘作君	三池 信君
森下 元晴君	和爾俊二郎君
飯谷 忠男君	竹内 黎一君
野呂 恭一君	橋本龍太郎君

法務委員

龜山 孝一君	中村 梅吉君
馬場 元治君	木村 剛輔君
木村武千代君	渡辺美智雄君
外務委員	
竹内 黎一君	三池 信君
大蔵委員	
木村 剛輔君	渡辺美智雄君
中村 梅吉君	馬場 元治君
文教委員	
三田村武夫君	前田榮之助君
栗林 三郎君	
社会労働委員	
橋本龍太郎君	森下 元晴君
農林水産委員	
大石 武一君	栗林 三郎君
中村 時雄君	川俣 清音君
玉置 一徳君	
建設委員	
玉置 一徳君	中村 時雄君
予算委員	
飯谷 忠男君	和爾俊二郎君

(常任委員補欠選任)

一、昨二十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

篠田 弘作君	野呂 恭一君
地方行政委員	
野呂 恭一君	竹内 黎一君
橋本龍太郎君	飯谷 忠男君
和爾俊二郎君	三池 信君
篠田 弘作君	森下 元晴君

法務委員

木村武千代君	渡辺美智雄君
木村 剛輔君	馬場 元治君
龜山 孝一君	中村 梅吉君
外務委員	
三池 信君	竹内 黎一君
大蔵委員	
馬場 元治君	中村 梅吉君
渡辺美智雄君	木村 剛輔君
文教委員	
大石 武一君	栗林 三郎君
前田榮之助君	
社会労働委員	
森下 元晴君	橋本龍太郎君
農林水産委員	
三田村武夫君	川俣 清音君
玉置 一徳君	栗林 三郎君
中村 時雄君	
建設委員	
中村 時雄君	玉置 一徳君
予算委員	
和爾俊二郎君	飯谷 忠男君

(特別委員辞任)

一、昨二十六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

石炭対策特別委員

原田 憲君	金子 一平君
(特別委員補欠選任)	
一、昨二十六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	
石炭対策特別委員	
金子 一平君	原田 憲君

(議案付託)

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四三三号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めるの件

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨二十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

不動産登記法の一部を改正する法律案

(緊急質問提出)

一、今二十七日、提出した緊急質問は次の通りである。

賃金問題をめぐる春闘に関する緊急質問(江田三郎君提出)

刑法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、誘拐犯罪が近年に至つて多発化、集団化の傾向にあるなどの諸事情と、この種犯罪が模倣性の強いものであることを考慮して、いわゆるみのしろ金目的の誘拐罪及びこれに関連する犯罪について特別の処罰規定を新設しようとするものであり、その内容は次の通りである。

1 いわゆるみのしろ金を交付させる目的で、人を略取又は誘拐した者を、無期又は三年以上の懲役に処するとともに、その未遂罪をも処罰する。

2 右の罪を犯す目的でその予備をした者を、二年以下の懲役に処する。ただし、実行の着手前に自首した場合は、その刑を減輕又は免除する。

3 人を略取又は誘拐した者が、みのしろ金を交付させ、又はその交付を要求する行為をした場合は、無期又は三年以上の懲役に処する。

4 みのしろ金目的の略取、誘拐が行なわれた後に、その犯人を補助する目的で、被拐取者を収受し、蔵匿し又は隠避させた者を、一年以上十年以下の懲役に

処するとともに、その未遂罪をも処罰する。

5 自己にみのしろ金を交付させる目的で、他人が略取、誘拐した被拐取者を収受した者を、二年以上の有期懲役に処するとともに、その未遂罪をも処罰する。

6 被拐取者を収受した者が、みのしろ金を交付させ、又はその交付を要求する行為をした場合も、二年以上の有期懲役に処する。

7 2の罪を除く右の各罪を犯した者が、公訴の提起前に被拐取者を安全な場所に解放した場合、その刑を減輕する。

二 議案の可決理由

最近の誘拐犯罪の諸事情にかんがみると、みのしろ金目的の誘拐罪を刑法第二二五条によつて一般の営利誘拐罪と同様に処罰することとしている現行刑法は、この種犯罪に対処するには不十分であるので、本案は、この際、みのしろ金目的の誘拐罪及びこれに関連する罪について、その実質にふさわしい重い法定刑を定め、これによつて、この種犯罪の未然の防止を図り、ひいては、この種犯罪の発生によつて惹起され、社会不安を除去しようとするものであり、

適当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年三月二十六日

法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、宇宙研究所における宇宙通信研究等のため、郵政省の職員のうち、一般職給与法の適用を受ける職員の定員を二二人増員して、三、三二五人に改めようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、宇宙通信研究の向上等を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約六百四万円が昭和三十九年度一般会計歳出予算に計上されている。右報告する。

昭和三十九年三月二十六日

内閣委員長 徳安 實藏

衆議院議長船田中殿

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、中小企業構造の高度化、設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対し、国が必要な助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的としている。

本改正案は、国が助成を行なう対象事業を追加して、商店街の近代化を図ろうとするもので主な内容は次のとおりである。

1 中小企業者の定義を中小企業者基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させ、「製造業等にあつては、資本金五千万円または従業員三百人以下、商業、サービス業は資本金一千万円または従業員五十人以下、その他法律の施行上とくに必要と認められる業種については政令で定める範囲のもの」とすること。

2 新たに商店街の近代化に必要な資金を貸し付ける制度を設けること。
なお、本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案、中小企業の近代化を促進するための措置として、有効適切

なもの認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度中小企業高度化資金融通特別会計に、商店街近代化資金として二億五千万円が計上されている。右報告する。

昭和三十九年三月二十七日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

中小企業金融公庫は、政府関係中小企業金融機関として、一般金融機関が融通することが困難な長期資金を中小企業者に対して融通してきたが、最近、中小企業の近代化を早急に促進することの必要性が国民経済の均衡ある成長発展のために、とくに要請されている。

本案は、当公庫が中小企業債券を発行して資金を調達し、中小企業に対する融資の拡充を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、資本金の二十倍に相当する金額を限度として、中小企業債券を発行する。

2 政府は、中小企業債券の元本の償還および利息の支払について保証する。

3 監事の権限に関する規定を整備する。

なお、本法は、公布の日から施行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、中小企業金融公庫が民間資金を調達し、中小企業に対する融資を図る措置として、有効適切なものと認め、監事の権限に関する改正規定につき、監事が直接主務大臣に意見を提出できるように、別紙のとおりこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

三 経費

昭和三十九年度中小企業債券の発行額は、百億円を予定している。

右報告する。

昭和三十九年三月二十七日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

(一は修正)

第十条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中小企業基本法において中小企業者の範囲が明確にされた制定の趣旨にかんがみ、政令で定めることとなつてゐる中小企業者の定義を「製造業等にあつては、資本金五千万円または従業員三百人以下、商業、サービス業は資本金一千万円または従業員五十人以下、その他法律の施行上とくに必要と認める業種については政令で定める範囲のもの」と改めようとするものである。

なお、本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業基本法の趣旨にかんがみ、妥当なもの認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年三月二十七日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

衆議院議長船田中殿

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、中小型鋼船造船業の合理化を促進し、船舶の輸出の振興と海運業の健全な発達に寄与することを目的として、昭和三十四年に制定されたもので、その法律の期限は昭和三十九年三月三十一日までとなつてゐるが、本案は最近における技術革新の進展等に対応して、法律の有効期限を昭和四十二年三月三十一日まで延長しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、最近における中小型船の近代化の傾向等にかんがみ、適切妥当なもの認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年三月二十七日

運輸委員長 川野 芳満

衆議院議長船田中殿

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、非常勤消防団員に対して退職報償金を支給する制度を創設するとともに、共済制度により退職報償金の支給を的確に実施し

ようとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 消防組織法の一部改正

非常勤消防団員が退職した場合において、市町村は、条例で定めるところにより退職報償金を支給しなければならないものとする。

(二) 消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正

1 基金の名称を消防団員等公務災害補償等共済基金に改めること。

2 市町村の消防団員退職報償金の支給を的確に実施するため共済制度を設け、この業務を基金に行なわせること。

3 基金の役員のうち、監事一人を増員すること。

4 市町村は、基金との間に消防団員退職報償金支給のための共済契約を締結するものとする。

二 議案の可決理由

郷土愛護の重責をになう消防団員の処遇を改善する方策としての退職報償金制度の創設は妥当と認め、本案は、全会一致をもつて本案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本法施行のため、消防団員等公務災害補償等共済基金補助に必要な経費として一千七百八十八万七千円を昭和三十九年度一般会計予算に計上している。

右報告する。

昭和三十九年三月二十七日

地方行政委員長 森田重次郎

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、自治体消防が国民生活の安定と災害の防除に果たす役割が、きわめて大きいにもかかわらず、消防力の整備が必ずしもこれに即応していない現状にかんがみ、左記事項について適切な措置を講ずべきである。

一 社会環境の複雑化に対処し、市町村が消防力の基準に基づく消防施設整備計画を推進できるように、国は十分な財政措置を講ずること。

一 非常勤消防団員に対しては、国は、報酬及び手当の増額等その処遇を一層改善する方策を講ずること。

右決議する。

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

公営住宅の建設について、政府は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第六条第三項の規定に基づき、昭和二十七年以降の毎三箇年を一期とする公営住宅建設三箇年計画を作成し、その大綱について国会の承認を求めることになつてゐるので、昭和三十一年度を初年度とする公営住宅建設三箇年計画について国会の承認を求めようとするものである。

その内容は次のとおりである。
1 公営住宅二〇〇、〇〇〇戸を建設する。

2 1の内訳は、おおむね次のとおりとする。

第一種公営住宅

八〇、〇〇〇戸

第二種公営住宅

一二〇、〇〇〇戸

3 公営住宅は、地域別の住宅需要に即応するとともに、母子世帯、炭鉱離職者等で特別の考慮を必要とする者についての対策にも配意して、その建設を行なう。

4 公営住宅は、原則として不燃堅ろう構造とするとともに、その立体化と規模の引上げを図る。

る。

5 公営住宅は、良好な環境を確保するよう、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう。

二 本件の議決理由

本件は、健康で文化的な生活を営むに必要な住宅を建設し、低額所得者の住宅難の解消につとめ、あわせて住宅の質の向上、居住水準の向上、居住環境の整備を図るために妥当なる計画と認め、承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三 本件に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に、第一年度分として、約二百七十一億四千万円が計上されてゐる。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

建設委員長 丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めの件に対する附帯決議

住宅の純不足戸数は現在二六〇万戸をこえるといわれ、その対象とな

るものはほとんどみずから住宅を建設する資力なく、また高家賃にたえ得ない低所得者層である。

政府はこの事態に対処するため、三カ年間に二〇万戸の公営住宅建設計画をもつて事足りれとせず、なお一段の努力をもつて住宅不足の解決に万全の策を講ずべきである。右決議する。

昭和三十九年三月二十七日 衆議院會議録第十八号

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定價 一部 十五円
(ただし良質紙は二十四円)
(配達料とも)

發行所
 東京都港区赤坂蛸町二番地
 大蔵省印刷局 電話東京 六六一
 官報 社